

審査書

【東北電力株式会社東通原子力発電所原子炉施設保安規定の変更について】

原規規発第 20022113 号
令和 2 年 2 月 2 1 日
原子力規制庁

1. 審査の結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、東北電力株式会社（以下「申請者」という。）東通原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に関し、申請者から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号。以下「法」という。）第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき申請のあった「東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書」（令和元年 1 2 月 1 6 日付け東北電原運第 2 8 号をもって申請。以下「変更認可申請書」という。）について審査した。

その結果、当該申請は、法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でない」と認めるときに該当しないことが確認できたことから、同条第 1 項の規定に基づく認可をして差し支えないものと認められる。

2. 申請の概要

申請者が提出した変更認可申請書によれば、変更の概要は以下のとおりである。

（1）放射性廃棄物でない廃棄物の管理の追加に伴う変更

放射性廃棄物でない廃棄物（以下「NR」という。）の管理を行うため、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成 2 0 ・ 0 4 ・ 2 1 原院第 1 号（平成 2 0 年 5 月 2 7 日原子力安全・保安院制定（N I S A - 1 1 1 a - 0 8 - 1））を参考として、関連する下記の条文を追加又は変更する。

（追加する条文）

第 8 6 条の 2（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）

（変更する条文）

第 3 条（品質保証計画）

第 8 6 条の 2（事故由来放射性物質の降下物の影響確認）

(2) 記載の適正化に伴う変更

以下の条文について、女川原子力発電所との記載の整合、本文と注釈の整合及び表現の統一の観点から記載の適正化をする。

第30条（主蒸気逃がし安全弁）

第106条（保守管理計画）

第117条（所員への保安教育）

3. 審査の内容

本件審査に当たっては、本申請に係る保安規定の変更が、法第43条の3の24第2項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないと認めるとき」に該当しないものであるかどうかを確認するため、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「保安規定審査基準」という。）に基づき、審査した。主な内容を以下に記載する。

また、ここで用いる号番号は、断りのない限り保安規定審査基準のうち実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第92条第1項の当該号番号に関する審査基準を表している。

(1) 第18号（放射性廃棄物の廃棄）

第18号に規定する放射性廃棄物の廃棄に関し、保安規定審査基準では、「放射性廃棄物でない廃棄物に関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として記載していること」を要求している。

また、当該指示文書では、NRの取扱いに関して、NRの判断の対象範囲、NRの判断方法及びNRに関する保安上の措置を保安規定に定めることを規定している。

申請者は、保安規定に「放射性廃棄物でない廃棄物の管理」に関する措置を新設し、NRの判断をしようとする対象物の範囲、NRと判断する場合の措置、NRと判断されたものの管理について規定するとしている。

具体的には、以下を規定することとしている。

- ・NRの判断の対象物として、管理区域内において設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等（以下「資材等」という。）及び管理区域内において使用された工具類等（以下「物品」という。）とすること

- ・資材等のNRの判断にあたっては、汚染のおそれのない管理区域に設置されたものについては、適切な汚染防止対策が行われていることを確認の上で、使用履歴の記録等の確認を行い汚染がないことを判断すること
- ・汚染のおそれのある管理区域に設置されたものについては、適切な汚染防止対策が行われていることを確認の上で、使用履歴の記録等の確認を行い汚染がないことを判断するとともに、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が検出限界未満であることを確認すること
 なお、汚染された資材等について汚染部位の特定・分離を行った場合、残された部位はNRとすることができること
- ・物品のNRの判断にあたっては、汚染のおそれのない管理区域で使用されたものについては、使用履歴等の記録の確認を行い汚染がないことを判断すること
- ・汚染のおそれのある管理区域で使用されたものについては、使用履歴等の記録の確認を行い汚染がないことを判断するとともに、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が検出限界未満であることを確認すること
 なお、使用履歴の記録等が適切に管理されていないものについては、適切な測定方法により放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策及び使用履歴の記録等の管理が行われている場合には、NRと判断することができること
- ・NRと判断されたものについては、管理区域から搬出するまでの間、汚染されたものとの混在防止措置を講じる等、所要の管理を行うことを保安規定及び下部規定に規定するとしている。

規制庁は、本変更について、NRに関する措置として「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を踏まえ、NRの判断の対象範囲、判断方法、保安上の措置について保安規定に適切に記載していることを確認したことから、第18号を満足していることを確認した。

（2）記載の適正化に伴う変更

規制庁は、用語等の記載の適正化に伴う変更があった箇所については、適正に変更されていることを確認した。

したがって、本申請に係る変更は、法第43条の3の24第2項に定める「核燃料

物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないと認めるとき」に該当しないと認められる。